

第 2 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 6 年 7 月 2 9 日（月）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年7月29日(月) 午後3時30分から 4時00分

2. 開催場所 せたな町役場 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
委員	2番	玉	木	久	志
	3番	吉	田		優
	4番	大	羽	孝	志
	5番	西	川		讓
	6番	阿	部	紹	子
	7番	松	崎		豊
	8番	坪	井	博	之
	9番	高	橋	光	也
	10番	森		正	勝
	11番	金	谷	勝	則
	12番	渥	美	光	成
	13番	大	口		寧

4. 欠席委員(2人)

会長職務代理者	14番	小	島	敏	人
	1番	竹	内	厚	子

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第5	議案第3号 農地法第4条の規定による許可について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第6	議案第4号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第7	議案第5号 農用地の買入協議に係る要請について
第8	議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
第9	議案第7号 土地現況証明願について
第10	議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小林和仁
農地係長	松林功

7. 会議の概要

事務局長	【開会宣言】 定刻になりました。ただいまより第2回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	非常に悪天候の中、皆さん大変ご苦勞様でございます。 やはり、この天候で被害も出始めているようです。田に水が逆流してきて対応が必要とのことで、小島代理から欠席の連絡が入っております。
会長	そういったなかで、山形県・秋田県では人身被害がでているということです。毎年この時期は、要注意です。数年前の7月末、農業委員総会当日そして午後から農地パトロールという日に、利別川流域支川の氾濫で農業委員も途中から帰り農地パトロールが中止になる事態がありました。この時期、過去に何度も水田冠水という被害がありますが、今回は大事にならないことを祈りつつ会議に入りたいと思います。
会長	さて、本日の総会は議案第8号まででございます。 慎重審議で進めてまいりますので、皆様方のご協力の程よろしく願いいたします。簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきたいと思っております。
事務局長	ありがとうございました。 本日、1番竹内委員、14番小島委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は13名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。 せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
議長	はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。
議長	【日程第1 会議録署名委員の指名について】 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、2番玉木委員、3番吉田委員を指名いたします。この指名は、第2回総会開会中といたします。
議長	【日程第2 会期の決定について】 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。
	【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第31条該当）】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第31条該当）」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案1ページをご覧ください。
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について（農業委員会等に関する法律第31条該当）。
農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和6年7月29日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料1ページをご覧ください。
番号10番。貸主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては[REDACTED]、[REDACTED]の2筆、面積が合わせまして[REDACTED]㎡、解約理由につきましては、耕作者へ贈与するためでございます。

事務局 以上につきましては、土地引渡日の6ヶ月前以内に合意されており、農地法第18条第1項第2号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第1号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会等に関する法律第31条該当）】

議長 「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」（農業委員会等に関する法律第31条該当）を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案3ページをご覧ください。

事務局 こちらのつきましても農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容
でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましては
よろしくお願いいたします。

事務局 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について(農業委員会等
に関する法律第 31 条該当)。
農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請があった
ので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。
令和 6 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 2 ページをご覧ください。
番号 9 番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲受
人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
所在につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED]㎡、こちらの
契約につきましては贈与でございます。理由につきましては、農地の贈与を
受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 資料 3 ページをご覧ください。
番号 10 番。譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。譲
受人が、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては [REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]の計 2 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、こちら
の契約につきましても贈与でございます。理由につきましては、農地の贈与
を受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当
せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

 (質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。
 よって、本案は原案のとおり決定されました。

 【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について(農業委
員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長 「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について」(農
業委員会等に関する法律第 31 条該当)を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 5 ページをご覧ください。
こちらのつきましても農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容

事務局 でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましては
よろしく願いいたします。

事務局 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可について。(農業委員会等
に関する法律第 31 条該当)
農地法第 4 条の規定による許可申請について、北海道農業会議へより許可
相当の回答を得たので許可を行う。
令和 6 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 6 ページをご覧ください。
こちらにつきましては、令和 6 年 5 月 30 日、第 36 回総会で審議いただい
た農業用施設(倉庫)建設のための転用でございます。

事務局 番号 2 番。申請者につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXXさ
んでございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX、現況地目が畑、面積が XXXXXX㎡の内 XXXXXX㎡、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX、現況地目が畑、面積が XXXXXX㎡の内 XXXXXX㎡、転用の目的につきまし
ては、農業用施設(倉庫)と通路等の建設でございます。
転用事由の詳細につきましては、資材置場及び作業場が手狭になったため
でございます。転用期間は許可日から永久、位置図につきましては 7 ページ
の図 1 に掲載しております。

事務局 こちらにつきましては、令和 6 年 6 月 25 日の北海道農業会議第 3 回常設
審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしまし
たことから許可してよろしいものと考えます。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会
等に関する法律第 31 条該当)】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員
会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 7 ページをご覧ください。
こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容
でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましては

事務局

よろしくお願いいたします。

事務局

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 6 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 8 ページをご覧ください。

番号 103 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2024 年 7 月 29 日、対価の支払期限が 2024 年 7 月 31 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

こちらの支払期限ですが、明後日の 31 日ということで短いのですが、[REDACTED]さんがすぐにでも欲しいということで、このようになっております。

事務局

資料 9 ページをご覧ください。

番号 104 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 4 筆、面積が [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 7 月 29 日から 2027 年 7 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 10 ページをご覧ください。

番号 105 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 11 筆、面積が合わせて [REDACTED] m²、利用目的は採草畑と転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2024 年 7 月 29 日から 2027 年 7 月 28 日までの 3 年間、畑の単価が [REDACTED] 円、田んぼの単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農用地の買入協議に係る要請について】

議長 「日程第 7 議案第 5 号 農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。議案 9 ページをご覧ください。
あっせんの申出のあった、別紙農用地について、農地保有合理化法人による買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、せたな町長に要請するものとする。
令和 6 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 13 ページをご覧ください。
番号 1 番。農地の所有者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。買入予定者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]さん。所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 9 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、現況地目は用悪水路と田でございます。

事務局 以上 1 件の申請がありましたので、ご審議賜りますようお願い致します。

議長 はい。説明が終わりました。

議長 議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

議長 「日程第 8 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。追加議案 1 ページをご覧ください。
農地法第 3 条の規定による許可申請について。
農地法第 3 条の規定による農地について、その所有権の移転申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。
令和 6 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 追加資料の 1 ページをご覧ください。
番号 11 番。貸主が、[redacted]、[redacted] さん。借主が、
[redacted]、[redacted] さん。
所在につきましては、[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、
[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted] の計 10 筆、面積が合わせまして [redacted]
㎡、契約内容は使用貸借でございます。期間につきましては、2024 年 7
月 29 日から 2027 年 7 月 28 日までとなっております。こちらの理由につ
きましては、農地を借り受け、営農に励みたいためでございます。

事務局 追加資料 2 ページをご覧ください。
番号 12 番。譲渡人が、[redacted]、[redacted] さん。譲
受人が、[redacted]、[redacted] さん。
所在につきましては、[redacted]、面積が [redacted] ㎡、こちらの契
約につきましては売買でございます。売買価格は [redacted] 円ございま
す。こちらの理由につきましては、農地を取得し、営農に励みたいためご
ざいます。

事務局 以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当
せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。

議長 議案第 6 号について質疑ございませんか。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 9 議案第 7 号 土地現況証明願について】

議長 「日程第 9 議案第 7 号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局

はい。追加議案 3 ページをご覧ください。

土地現況証明願について。

別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。

令和 6 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

追加資料 4 ページをご覧ください。

番号 9 番。所在につきましては[]、[]の 2 筆、面積が []㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっております。所有者、願出者共に []、[]さんでございます。

2024 年 7 月 26 日に坪井委員、森委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、5 ページの図 1、6 ページの図 2 のとおりでございます。

事務局

番号 10 番。所在につきましては[]、[]、[]、[]、[]の 6 筆、面積が []㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては雑種地と原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっております。所有者、願出者共に []、[]さんでございます。

2024 年 7 月 26 日に松崎委員、西川委員、高橋委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、7 ページの図 3、8 ページの図 4 のとおりでございます。

事務局

番号 11 番。所在につきましては[]、[]、[]の 3 筆、面積が []㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっております。所有者、願出者共に []、[]さんでございます。

2024 年 7 月 26 日に松崎委員、西川委員、高橋委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、7 ページの図 3、8 ページの図 4 のとおりでございます。

事務局

番号 12 番。所在につきましては[]、[]の 2 筆、面積が []㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなっております。所有者、願出者共に []、[]さんでございます。

2024 年 7 月 26 日に松崎委員、西川委員、高橋委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、7 ページの図 3、8 ページの図 4 のとおりでございます。

事務局

番号 13 番。所在につきましては[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]の 8 筆、面積が []㎡、公簿地目は畑、現況は農地採草

事務局 放牧地以外、利用状況につきましては原野でございます。願出理由は地目変更登記のためとなってございまして、所有者、願出者共に [REDACTED]、[REDACTED] さんでございます。

2024年7月26日に松崎委員、西川委員、高橋委員と現地に赴き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。

場所につきましては、7ページの図3、8ページの図4のとおりでございます。以上でございます。

議長 はい。説明が終わりました。

議長 議案第7号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第10 議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議】

議長 「日程第10 議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。松林係長。

事務局 はい。追加議案5ページをご覧ください。

令和元年11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、申し合わせ決議が承認され改めて農業委員会として綱紀粛正の徹底を図ることが確認されました。

令和2年度以降も同様に取り組むよう、北海道農業会議代表理事長から通知があったことから年間計画区の中で、7月に実施するよう計画していました。それでは朗読いたします。

事務局 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

事務局 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ決議する。

事務局 1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正

事務局	に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
事務局	2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和 6 年 7 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。
事務局	以上で説明を終わります。
議長	はい。説明が終わりました。 議案第 8 号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 2 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 8 月 28 日

会議録署名委員

2 番 玉 木 久 志

3 番 吉 田 履

議 長 原 田 孝 陽